

公益財団法人香川県スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人香川県スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツの振興に関する事業を行い、県民の体力の向上とスポーツ精神の養成を通じて心身の健全な発達を図り、すべての県民が、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国民体育大会に関する事
- (2) 競技スポーツの振興と競技力の向上に関する事
- (3) 生涯スポーツの振興に関する事
- (4) スポーツ少年団の育成に関する事
- (5) スポーツ指導者の育成に関する事
- (6) スポーツ活動の顕彰に関する事
- (7) スポーツ医科学等の調査研究並びに競技者の健康管理に関する事
- (8) スポーツに関する広報啓発活動を行う事
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、香川県において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 削除

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第6条 この法人は、次の各号のいずれかに該当するものを加盟団体とする。

- (1) 県内におけるスポーツを各競技別に統括するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの
- (2) 各地域におけるスポーツを総合的に統括するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの
- (3) 各学校におけるスポーツを統括する団体であって、この法人に加盟したもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人

に加盟したもの

(加盟)

第7条 前条の加盟団体になろうとする団体は、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(加盟団体分担金)

第8条 加盟団体は、別に定める分担金を毎年納入する。

(脱退)

第9条 第6条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得なければならない。

2 この法人は、第6条の加盟団体が同条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不相当と認められるときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

(加盟及び脱退必要事項)

第10条 前4条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

2 加盟団体は、前項により定められた事項を守らなければならない。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第11条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第16条 この法人には、評議員40名以上80名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員の選任及び評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

- 第18条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するまでとする。
 - 3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第19条** 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前項について、必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第6章 評議員会

(構成)

- 第20条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第21条** 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、年1回、毎事業年度終了前に開催するものとし、その他必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令又はこの定款に定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定めた定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 役員等

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上27名以内
- (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き4名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事会及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は評議員の任期は、前任者の任期の満了するまでとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき
- 2 前項について評議員会で決議する前に、監事に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には、報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項について必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(名誉会長等)

第33条 この法人に、名誉会長、顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の会長又は副会長であった者及びスポーツの功労者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問の報酬については前条を準用する。

(名誉会長等の職務)

第34条 名誉会長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

- 2 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるることができる。

第8章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長、専務理事又は常務理事が理事会を招集し、議長を務める。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第40条 この法人に、理事会の決議を経て各専門委員会を設置する。

2 専門委員会は、第4条の事業に関して調査研究をする。

(名称等)

第41条 各専門委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

(委員長)

第42条 各専門委員会には、委員長を置き、会長が委嘱する。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長とその他必要な職員を置く。なお、事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の消滅によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、

認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、電子公告による。やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の公益法人設立の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 岡 興司 大塚澄男 川村延廣 多田野 榮 谷本義隆 原田 俊 細松英正
丸尾恭典 山神眞一 山下義則 安藤正美 柏木 昇 川畑省三 木内光良
木村康男 小坂悦夫 坂井雅子 佐野年計 馬場康弘 樋口卓延 松木十美
山田円博 住谷幸伸 田中靖章 成行安男

監事 石川 豊 八木和広

4 この法人の最初の会長は、多田野 榮とする。

5 この法人の最初の副会長は、川村延廣 細松英正 馬場康弘とする。

6 この法人の最初の専務理事は、岡 興司、常務理事は、原田 俊とする。

7 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

平井竹幸 神前知弘 山下憲一 大西 喬 大野裕記 林田 豊 宮川 隆
新谷昭雄 織野智成 西 京子 九富潤一郎 川平建三郎 横山和司 岩田敬二
丸 文雄 金崎正久 山下 光 黒田良治 森井英治 島本 求 林 正章
安藤暢英 藤原和文 津郷尚則 高木真人 松本政司 和田祥司 明上邦彦
岡崎有作 北林秀章 安岡章夫 石川慎也 佐藤洋一 大浦仁美 村上盛彦
喜田良延 青木 稔 植田真仁 岡内雅則 松浦邦治 竹下 敬 五井敏勝
泉 清章 竹中壽男 坂井幸博 松原和夫 綾 宏 黒木 保 小島政憲

尾松春良 若谷 猛 上田俊典 高岡俊夫 細川 巖 伊藤礼子 星川幸雄
佐伯敬三 岡野有二 高橋厚彦 蓬潤之介 山亀英信 遠藤智子 大西秀司
氏家孝志 山北雅章

- 8 平成27年1月16日一部改定
(第28条)
平成28年3月24日一部改定
(第16条)
平成30年4月1日一部改定
(第1条)
令和5年4月1日一部改定
(第5条)